

令和3年4月吉日

保護者、衣川応援隊会員 各位

衣川応援隊(PTA)本部
学校長 山田 祥千子

PTA定期総会開催(書面・オンライン議決)のお知らせ

平素より、保護者の皆様には衣川応援隊(PTA)活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、今年度のPTA総会につきましても、新型コロナウイルスによる感染症拡大防止の観点から、昨年同様集会形式での開催を取りやめ、書面・オンラインによる決議にて実施することといたしました。

つきましては、お子様を通じて配付いたしましたPTA定期総会資料をお読みいただき、各議案への議決を下記の方法でお願いいたします。

記

1. 議事

- ・第1号議案 令和2年度事業報告並びに決算報告
- ・第2号議案 令和2年度会計監査報告
- ・第3号議案 新役員(案)
- ・第4号議案 令和3年度事業計画(案)並びに予算(案)
- ・第5号議案 規約変更

2. 議決方法 上記1から5号議案について、下記のいずれかで議決に関する権限を行使する。

- ①書面(下記の表決書に必要事項を記入して、生徒を通じて担任に提出)
- ②Google フォームで入力(出来るだけ Google フォームでの提出にご協力下さい)

↓

<https://forms.gle/EwbfwoEfadfHWsFdA>

上記 URL もしくは右記の二次元バーコードからご回答ください。



- 3. 5月14日(金)までに回答がない場合は、議案に賛成したものとしますのでご了承下さい。
- 4. 決議の結果は、後日「PTA総会報告」を書面もしくはすぐメールでお知らせいたします。

----- 切り取り線 -----

表 決 書

(オンラインで行う場合は提出の必要はありません。)

令和3年度PTA定期総会の各議案について、下記のとおり表決します。

記

賛否いずれかを○で囲む

- | | | | |
|-----------------------------|---|---|---|
| ・第1号議案 令和2年度事業報告並びに決算報告について | 賛 | ・ | 否 |
| ・第2号議案 令和2年度会計監査報告について | 賛 | ・ | 否 |
| ・第3号議案 新役員について | 賛 | ・ | 否 |
| ・第4号議案 令和3年度事業計画並びに予算について | 賛 | ・ | 否 |
| ・第5号議案 規約変更について | 賛 | ・ | 否 |

年 組 番 生徒氏名

会員氏名

印

※複数のお子様が在籍の場合は、学年が一番上のお子様の情報を記載ください。

※ご質問・ご意見等がございましたら、裏面にご記入下さい。

※記入いただいた個人情報は表決の確認にのみ使用いたします。

令和 3(2021)年度

総会議案書

令和 3(2021)年 5 月 14 日(金)

議 事

- ・第 1 号議案 令和2年度事業報告並びに決算報告
- ・第 2 号議案 令和2年度会計監査報告
- ・第 3 号議案 新役員(案)
- ・第 4 号議案 令和3年度事業計画(案)並びに予算(案)
- ・第 5 号議案 規約変更

衣川応援隊

明石市立衣川中学校PTA

第1号議案

令和2(2020)年度PTA事業報告

令和2年度の活動は、新型コロナウイルス感染症対策により縮小して実施。

月	日	曜	
4	8	水	令和元年度会計監査
4	21	火	本部会
4	23	木	本部会
5	15	月	書面総会資料配布
6	4	木	書面総会開催報告(すぐメール)
6	26	金	保護者向けアンケート配信
7	9	木	本部会 保護者向けアンケート結果確認
7	31	金	学校及び保護者へアンケート結果報告配布
9	3	木	本部会
10	22	木	本部会
11	12	木	本部会
11	27	金	保護者向けアンケート配信
12	9	水	本部会(オンライン)
12	17	木	学校へアンケート結果報告
12	19	土	本部会(オンライン)
12	23	水	保護者へアンケート結果報告配布
1	16	土	本部会(オンライン)
1	21	木	本部会
2	4	木	新入生説明会
3	4	木	3年学年会計監査
3	11	木	2年・1年学年会計監査
3	20	土	本部会(オンライン)

令和2(2020)年度 衣川中学校PTA会計決算書

収入

項目	予算	決算	差引増減	備考
繰越金	465,271	465,271	0	昨年度より
会費	735,000	738,000	3,000	保護者・教職員の会費
委託金	15,000	0	-15,000	人権教育研修事業委託金(市連合PTAより)
利息	0	12	12	受取利息
計	1,215,271	1,203,283	-11,988	

支出

項目	予算	決算	差引増減	備考
会議費	10,000	3,057	-6,943	会議経費等
渉外費	20,000	2,160	-17,840	渉外費
印刷製本費	35,000	22,232	-12,768	総会資料等
通信費	25,000	8,252	-16,748	切手・はがき等
旅費	5,000	0	-5,000	会員旅費・交通費
記念品費	149,340	97,680	-51,660	卒業記念品(証書ホルダー)
広報印刷費	130,000	0	-130,000	
慶弔費	100,000	61,000	-39,000	会員等の慶弔
特別会計繰入金	50,000	50,000	0	特別会計への繰入金
消耗品費	35,000	20,626	-14,374	用紙・印刷用品等
負担金	60,000	31,388	-28,612	各種団体負担金
ホームページ維持管理費	120,000	120,000	0	衣川中学校ホームページ維持・管理費
環境整備費	73,500	71,500	-2,000	衣川中学校の環境整備費(消毒用アルコール購入)
施設整備費	100,000	54,450	-45,550	体育大会予行演習時テント レンタル
雑費	3,000	744	-2,256	振込手数料他
小計	915,840	543,089	-372,751	
本部	30,000	0	-30,000	
広報部	10,000	0	-10,000	
愛護厚生部	10,000	0	-10,000	
人権研修部	40,000	0	-40,000	
学校行事協力費	15,000	0	-15,000	
小計	105,000	0	-105,000	
予備費	194,431	0	-194,431	
合計	1,215,271	543,089	-672,182	

差引残高

項目	予算	決算	差引増減	備考
収入	1,215,271	1,203,283	-11,988	
支出	1,215,271	543,089	672,182	
差引残高	2,430,542	1,746,372	660,194	次年度へ繰越

令和3(2021)年度PTA特別会計決算書

項目	収入	支出	備考
繰越金	1,657,088		昨年度より
繰入金	50,000		本年度会計より繰入
利息	8		受取利息
次期繰越金		1,707,096	
計	1,707,096	1,707,096	

会計監査報告

令和2(2020)年度 会計監査の結果について

監査日 令和3年4月5日

監査結果 令和2(2020)年度PTA会計及び、PTA特別会計について監査の結果、
会計・経理事務の執行にあたっては正当かつ適正であったことを認めます。

会計監査 石丸 鈴恵 
赤松 嘉恵 

第3号議案

令和3(2021)年度PTA役員組織表(案)

役員	本部役員 (会計兼務)	宮崎 結羽(P)	愛護厚生部	安松 弘人(T)	会計監査	小栗 弥生(P)
	参与	山田 祥千子(T)	人権研修部	星野 知美(T)	会計監査	金山 公子(P)
	会計・庶務	阿部 真人(T)	広報部	松田 真由子(T)		

顧問	出雲 晶三	阪本 昇	吉田 泰雄	柿野 敏彦	木下 富美子	隅谷 成美
	尾倉 あきこ	山上 健治	八木 修次	香山 裕志	梶原 恵子	
	家根谷 敦子	近藤 英明	後藤 憲治	高山 淳子	横田 和子	
	石井 宏法	井上 治男	片山 均	高橋 弘子	井上 真紀	
	鍛冶 晃三	村田 伸一	板倉 るみ	松尾 裕子	大見 直裕	

第4号議案

令和3(2021)年度PTA事業計画(案)

5月	PTA総会(書面総会) 総会以降の活動は感染症対策の面、本年度の役員の状況により学校側と協議し決定する。 活動制限が予想される中、今年度は会費の徴収をせず前年度繰越金を使用し活動する。
----	--

令和3(2021)年度 衣川中学校PTA会計予算(案)

収入

項 目	金 額	備 考
繰 越 金	660,194	昨年度より
会 費	0	保護者・教職員の会費
委 託 金	15,000	人権教育研修事業委託金(市連合PTAより)
利 息	0	受取利息
計	675,194	

支出

項 目	金 額	備 考
会 議 費	5,000	会議経費等
渉 外 費	15,000	渉外費
印刷製本費	15,000	総会資料等
通 信 費	10,000	切手・はがき・送料・封筒等
旅 費	5,000	会員旅費・交通費
広報印刷費	130,000	広報誌印刷費
慶 弔 費	100,000	会員等の慶弔
特別会計繰入金	50,000	特別会計への繰入金
消 耗 品 費	20,000	用紙・印刷用品等
負 担 金	40,000	各種団体負担金
環境整備費	50,000	衣川中学校の環境整備費
施設整備費	50,000	衣川中学校の施設整備費
雑 費	3,000	振込手数料他
小 計	493,000	
本 部	20,000	活動費
広 報 部	5,000	活動費
愛護厚生部	5,000	活動費
人権研修部	40,000	活動費(講演会費含む)
学校行事協力費	15,000	ボランティア活動費、うしお学級喫茶材料費
小 計	85,000	
予 備 費	97,194	
合 計	675,194	

令和3(2021)年度PTA特別会計予算(案)

項 目	収 入	支 出	備 考
繰 越 金	1,707,088		昨年度より
繰 入 金	50,000		本年度会計・顧問会より繰入
利 息	8		受取利息
周年事業		200,000	75周年記念事業
次期繰越金		1,557,096	
計	1,757,096	1,757,096	

第5号議案 規約変更

規約新旧 対照表

現行	変更案	備考欄
	第6章 緊急事態等の対応 第28条 緊急事態や本部役員が3名未満等、確たる理由のもと、通常のPTA活動が行えない場合は、学校と協議の上、活動の変更及び活動の有無を決定する権限を有する。尚、決定事項の有効期限は該当年度のみとする。	(新設)
第27条	第29条に移動	(移動)
付 則 この規約は昭和48年5月26日より実施する。 昭和60年5月4日 一部改正実施 平成5年2月2日 一部改正実施 令和元年5月20日 一部改正実施 令和元年10月25日 一部改正実施 令和2年5月15日 一部改正実施	付 則 この規約は昭和48年5月26日より実施する。 昭和60年5月4日 一部改正実施 平成5年2月2日 一部改正実施 令和元年5月20日 一部改正実施 令和元年10月25日 一部改正実施 令和2年5月15日 一部改正実施 令和3年5月14日 一部改正実施	(追加)

明石市立衣川中学校衣川応援隊(PTA)規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は明石市立衣川中学校衣川応援隊(PTA)と名付け事務所を同校明石市南王子町7番1号に置く。
- 第2条 本会は父母と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。
- 1 新しい時代に即応する子弟の指導にあたるために会員の研修をはかる。
 - 2 家庭と学校の緊密な連携によって生徒の生活を補導する。
 - 3 生徒の生活環境を整備することに努める。
- 第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。
- 1 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 - 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 - 3 本会または、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 4 本会の活動推進をするために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱規則に基づいて適正に運用するものとする。
- 第5条 本会は次の会員によって組織する。
- 1 本校に在籍する生徒の父母、またはそれに代わる者。
 - 2 本校の校長、および教職員。
- 第6条 本会の会員はすべて平等の権利と義務を持つ。

第2章 機 関

- 第7条 本会は次の機関をおく。
- 1 総会
 - 2 本部委員会
 - 3 総務委員会
- 第8条 総会は最高の議決機関で毎年度初めに開く。臨時総会は委員会の要求があった場合、会長が召集する。
- 第9条 総会は次のことを決定する。
- 1 規約の決定並びに変更
 - 2 決算並びに予算の審議
 - 3 役員承認
 - 4 顧問・参与の推薦
 - 5 その他重要事項の審議
- 第10条 総務委員会は総会につぐ議決機関で必要に応じて会長が召集する。
- 第11条 総務委員会は次のことを決める。
- 1 総会決定事項の運営。
 - 2 緊急を要する場合、総会に代わって議案の審議決定。
 - 3 追加予算。
- 第12条 総務委員会は、本部委員会、各部役員をもって構成する。
- 第13条 本部委員会は会長・副会長・会計・庶務・参与の本部役員をもって構成する。
- 第14条 総務委員会は、総会提出の議案作成、本会の運営に関する企画、立案にあたる。
- 第15条 本会の会議の決定は出席人員の過半数でなければならない。

第3章 役 員

- 第16条 本会は次の役員をおく。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 3名
 - 3 会計 若干名
 - 4 庶務 若干名
 - 5 会計監査 若干名
 - 6 顧問 若干名
 - 7 参与 本校校長
 - 8 委員 若干名(父母委員 若干名 職員委員若干名)

- 第17条 本部役員は選考委員会において選出し総会の承認を得て決定(選考委員は前年度役員とする)。
役員は各学年若干名を選出し会長が委嘱する。
会計監査は前年度役員より選出する。
- 第18条 役員の仕事は次のとおり定める。
- 1 会長は会務を総理し、本会を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 会計は会計事務にあたる。
 - 4 庶務は事務処理にあたる。
 - 5 会計監査は随時会計監査を行なう。
 - 6 顧問・参与は会長の諮問に応じる。
- 第19条 本会役員は任期は一生徒につき1年とする。但し再任を妨げない。

第4章 会 計

- 第20条 本会の経費は会費及び寄付金、その他収入をもってこれに充てる。
- 第21条 会員は1会員1口として会費を納入する。但し、必要に応じ臨時費の徴収がある場合がある。
- 第22条 入退会時の会費は下記の通りとする。
入会の場合は、入会の翌月より会費を納入する。
退会の場合は、退会月までの会費を納入する。
- 第23条 本会の資産は第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。
- 第24条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行うものとする。
- 第25条 本会の予算編成は総務委員会において行い、総会の議決・承認を得なければならない。
- 第26条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 部 活 動

- 第27条 本会は次の部をおき会務を分掌する。
- 1 愛護厚生部 生徒の学校内外の生活のサポート。
 - 2 人権研修部 生徒の指導にあたるための会員の研修等。
 - 3 広報部 広報活動に関すること。

第6章 緊急事態等の対応

- 第28条 緊急事態や本部役員が3名未満等、確たる理由のもと、通常のPTA活動が行えない場合は、学校と協議の上、活動の変更及び活動の有無を決定する権限を有する。尚、決定事項の有効期限は該当年度のみとする。

第7章 細 則

- 第29条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて総務委員会の議決を経て定める。
- 付 則 この規約は昭和48年5月26日より実施する。

- 昭和60年5月4日 一部改正実施
- 平成5年2月2日 一部改正実施
- 令和元年5月20日 一部改正実施
- 令和元年10月25日 一部改正実施
- 令和2年5月15日 一部改正実施
- 令和3年5月14日 一部改正実施